



# 第四次国土利用計画

---

## 朝日村計画



平成 29 年 4 月  
長野県朝日村

# 目次

<b>第1 村土の利用に関する基本構想</b> .....	<b>1</b>
1. 村土利用の基本方針.....	1
(1) 村土利用の基本理念.....	1
(2) 村土の特性.....	1
(3) 現状と課題.....	2
(4) 村土利用の基本方向.....	3
2. 利用区分別の村土利用の基本方向.....	4
(1) 農地.....	4
(2) 森林.....	4
(3) 原野等.....	4
(4) 水面・河川・水路.....	4
(5) 道路.....	5
(6) 宅地.....	5
(7) その他の土地利用.....	5
<b>第2 村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</b> .....	<b>6</b>
1. 村土の利用区分ごとの規模の目標.....	6
(1) 基準年次と目標年次.....	6
(2) 目標年次における人口及び世帯数.....	6
(3) 村土の利用区分.....	6
(4) 規模の目標及び設定方法.....	6
(5) 規模の目標.....	7
2. 地域別の概要.....	8
(1) <sup>にしせば</sup> 西洗馬.....	8
(2) <sup>こみ</sup> 古見.....	8
(3) <sup>はりお</sup> 針尾.....	8
(4) <sup>おのざわ</sup> 小野沢.....	8
(5) <sup>いりに</sup> 入二.....	8
<b>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</b> .....	<b>9</b>
1. 土地利用関係法令の適切な運用.....	9
2. 村土の保全と安全性の確保.....	10
(1) 本村の自然条件に対応した防災・減災対策.....	10
(2) 総合的な治水対策.....	10

(3) 災害に強い森林づくり .....	10
(4) 村土の安全性の向上 .....	10
3. 持続可能な村土の管理 .....	11
(1) 優良農地の確保・農業振興 .....	11
(2) 持続的な森林管理・林業振興 .....	11
(3) 健全な水環境の維持・回復 .....	11
(4) 美しい景観の保全・再生・創出・育成 .....	11
4. 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 .....	12
(1) 多様な自然環境の保全 .....	12
(2) 観光・地域産業の振興 .....	12
(3) 地球温暖化対策の推進 .....	12
(4) 生活環境の保全 .....	12
(5) 循環型社会の形成 .....	13
(6) 環境影響評価等の実施 .....	13
5. 土地の有効利用の促進 .....	14
(1) 農地 .....	14
(2) 森林 .....	14
(3) 水面・河川・水路 .....	14
(4) 道路 .....	14
(5) 住宅地 .....	15
(6) 工業用地 .....	15
(7) その他の宅地 .....	15
(8) 低・未利用地 .....	15
6. 土地利用転換の適正化 .....	16
(1) 土地利用の転換 .....	16
(2) 農地の利用転換 .....	16
(3) 森林の利用転換 .....	16
(4) 大規模な土地利用転換 .....	16
(5) 混在地における土地利用転換 .....	16
7. 村土に関する調査の推進 .....	17
8. 計画の効果的な推進 .....	17
9. 村土の村民的経営の推進 .....	17

<b>参考資料 .....</b>	<b>19</b>
-------------------	-----------



この計画は、国土利用計画法第 2 条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、同法第 8 条の規定により、朝日村の区域における国土（以下「村土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画（以下「朝日村計画」という。）であり、村土の利用に関する行政上の基本的な指針となるものです。

策定に当たっては、同法第 5 条により定められた全国計画、第 7 条の規定により定められた長野県計画を基本とし、朝日村第 5 次総合計画の基本構想（以下「基本構想」という。）を踏まえ、平成 37 年を目標年次として、朝日村の望ましい村土利用のあり方を示すものです。

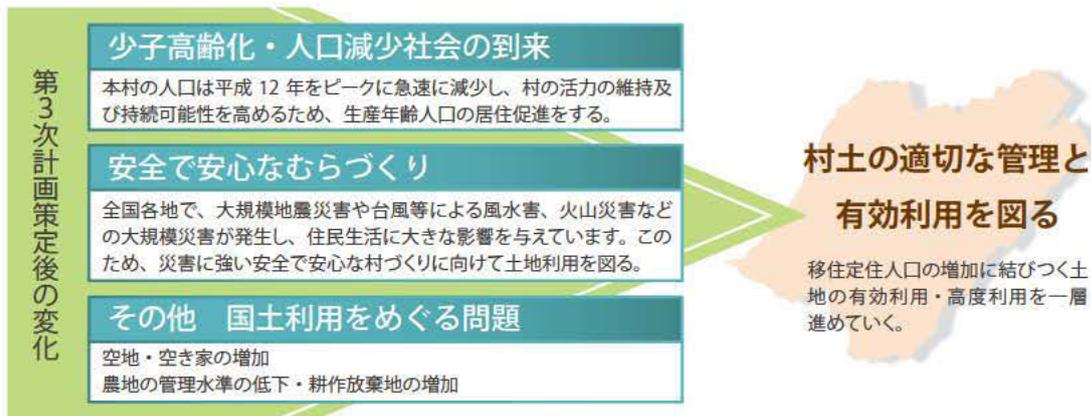
なお、朝日村計画は、長野県計画の改訂、本村の基本構想の改訂、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

# 第1 村土の利用に関する基本構想

## 1. 村土利用の基本方針

### (1) 村土利用の基本理念

村土は、現在と将来における限られた資源であり、日常生活と経済活動の共通の基盤となっています。したがって、村土の利用は第5次朝日村総合計画におけるまちづくりの将来像『豊かな自然環境の保全を図り、人権の尊重を基本とした、心・体・地の調和のとれた朝日村の発展をめざし、「新しい感覚で人と自然と産業が共生するむらづくり」』のもと、村民の理解と協力を得て、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的・文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。



### (2) 村土の特性

朝日村は本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、東は塩尻市、北は松本市、山形村、南に木祖村と境を接しています。

広さは、東西15.84km、南北9.89km、面積は70.62km<sup>2</sup>で、その約87%を山林が占めています。平坦地の標高は740mから900mに展開し、日本の屋根といわれる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山(2447m)を背にして北東面に緩く傾斜した扇状に台地が広がり、住居地と耕地をなしています。

鉢盛山と鎖川は朝日村の象徴であり、自然の基礎であるとともに生活の基礎となっています。鉢盛山の滝に源を発した鎖川は、村の大動脈となって村の中央を貫流します。支流は、野俣沢・中俣沢・檜俣沢・船ヶ沢・曾倉沢・外山沢等からなり、鎖川へと流れ、兩岸の耕地を潤しながら奈良井川へと合流しています。

気候は本州中央の内陸盆地に位置するため、寒暖の差の大きい内陸性気候となっています。小気候的には松本盆地の南西隅にあたるため、背面の北アルプスや鉢盛山などの脊梁山脈の影響を大きく受け、特に冬季の強風や荒天、降雪等が特徴的です。

### (3) 現状と課題

本村は、自然的利用がされている森林を主体とした山間地、里山や農地などの中山間地、平坦地に大別されます。

山間地は大部分が森林で構成されており、鉢盛山(2447 m)から北東へのびる山塊と、東方へのびる山塊に分けられます。北東方向の尾根は、境沢山(1193.8 m)、ハト峰(1970.8 m)を経て、唐沢山(1773.8 m)に達しています。唐沢山からは北方へ向かうものと、北東方向へ向かうものとに分かれ、北東方向の尾根は、山形村と朝日村の境界となっています。

この二つの山塊の間には鎖川が流れ、いくつかの支流がこの山塊を侵食しています。平坦地は大部分が解析扇状地であり、小野沢集落付近から下流に段丘地形がみられます。村内の平地は全て鎖川の流域となっています。また、平坦地は、商業地、住宅地の中に農地が混在し、行政、教育、福祉施設等が集積しており、工業地は工業団地を中心とした計画的な整備が進んでいます。

本村の人口は平成12年をピークに減少に転じており、世帯数は増加傾向にあります。自然動態では平成13年より自然減に転じており、社会動態では平成17年以降社会減が続いています。核家族の増加に伴い少子化が進む一方、人口減少、空き家や空き店舗の増加、地元企業の高齢化などによる担い手不足が課題となっています。

農地は、食料生産の基盤、農山村の豊かな自然環境や優れた景観など多面的機能を持ち、土地利用の重要な役割を担っています。しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足により、農家数は減少し、荒廃農地が増加しています。

森林は、水源の涵養、豊かな生態系が保全されているほか、森とふれ合う場としても活用されています。しかし、林業採算性の悪化に伴う林業従事者の減少や森林所有者の高齢化などによる荒廃森林の増加が懸念されます。

道路は、国道、高速自動車道、主要地方道がなく、一般県道として県道291号新田松本線、県道292号御馬越塩尻停車場線、県道298号土合松本線が整備されており、観光や産業等様々な広域交流の基盤となっており、実延長は131kmとなっています。

宅地は、核家族の増加、農業従事者の高齢化や農地の宅地化などにより全体的に増加傾向にあります。また、人口減少や相続問題、貸し手不足、解体費の高騰等、様々な理由により、空き家、空き店舗数は増加の一途をたどっています。

工業地では、朝日村農村工業団地、西洗馬工業団地、西洗馬流通団地を中心に企業立地を進められ、近年では古見原工業団地、原新田工業団地の整備が進められてきました。その他の工業用地は村内に分散して造成されており住工混在となっています。

文教施設、福祉施設、環境衛生施設など公用・公共用施設用地では、計画的な整備が進められており、公園緑地では、古見ふれあい親水公園、武居城公園、桜坂公園などが整



備されている他、あさひプライムスキー場や野俣沢林間キャンプ場など多くの施設が村民の憩いの場として親しまれています。ほかにも自然環境を活かした憩いの場は村内に数多くあり、村民をはじめ多くの利用者に親しまれています。

今回の計画期間における課題は、村土が限られた資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、村土利用により一層の質的向上を図ることです。

## （４）村土利用の基本方向

### ア 土地需要の量的調整

計画的かつ有効な村土利用を図るため、土地需要の量的調整を行います。

農地、森林等においては、農地の集積、集約により優良農地を保全し、近年増加している荒廃農地の再生、活用を図ると共に、荒廃森林の再生、活用による適切な土地利用に努めます。

農山村集落などにおいては、周辺の農林業、景観や自然環境等に十分配慮し、居住、商工業等の誘導を図ると共に、空き家、空き店舗等既存用地、低・未利用地※の有効利用に努めます。

農地、森林、宅地など利用区分相互の土地利用転換にあたっては、復元の困難性、自然環境に十分配慮し、慎重かつ計画的に行うものとします。

※「低・未利用地」とは、利用がなされていない土地または立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地。未利用の空地、荒廃農地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場や資材置き場等。

### イ 村土利用の質的向上

#### ● 快適に暮らせ、潤いに満ちた環境のむら

村民が快適に暮らせる村を築くため歴史的・自然的・社会的な村土の特性を踏まえた土地利用とするとともに、上下水道、道路整備、公共交通等の利便性の向上を目指す土地利用により、快適な生活環境を維持できるよう配慮していきます。

#### ● みんなでつくる安心安全なむら

村土の複雑な地形に起因する災害を受けやすい特性をかんがみ、森林の持つ村土保全機能の向上によって、土砂災害等の想定される危険・災害から村民を守り、みんなが安心安全に暮らせるよう、適正な村土利用を図ります。

#### ● 積極的な資源活用による活力あるむら

村の自然や古から伝わる伝統文化など様々な資源を有効活用し、農業・林業・商工業・観光を発展させ、経済的な潤いによって活力ある村とするために、村の貴重な自然環境を保全して共生を図るとともに、資源を有効活用できるよう、適正な村土利用を進めます。

## 2. 利用区分別の村土利用の基本方向

### (1) 農地

農地は、将来にわたり農業が村の産業基盤として、農産物の安定的供給を果たすために優良農地の確保と整備を図るとともに公益的な機能を維持増進するために、必要な農地の確保と保全を図ります。また、担い手不足等により荒廃農地が増加しないよう、人材育成と雇用の確保を図るとともに、農地の輪作保全管理をする農地ホスピタル事業等の推進により、連作障害や生産量維持対策を行っていきます。

### (2) 森林

木材生産等の経済的機能のほか、村土保全、水源涵養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうよう、必要な森林の確保及びその整備を図ります。また、伐採期に入った森林を活用できるよう持続可能な森林経営の確立を目指すとともに、地域材の積極的活用等を通じた林業復活の支援により、価値の高い材を蓄積できるよう森林の利用を計画的に進めていきます。

### (3) 原野等

湿原、水辺植生、在来の野生動植物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成している原野は、生態系や景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が失われつつある場合は再生を図ります。

その他の原野等は、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用及び管理を図ります。

### (4) 水面・河川・水路

河川氾濫地域における安全性の確保、良質な水を安定的に確保するための水源確保、農業用排水路の整備などに要する用地の確保を図ります。

水面、河川及び水路の整備にあたっては、自然環境の保全に取り組むとともに、親水性の向上を図り、多面的な機能の維持・向上を図ります。



また、村民の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害の恐れのある箇所について『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づく土砂災害警戒区域等の周知を徹底し、適正な土地利用を促すとともに、村民の安全確保を図ります。

## (5) 道路

### ア 一般道路

村土の有効利用、また村民の快適で安全な暮らしや産業を支えるため、必要な用地の確保を図って道路環境を整備し、道路施設を適切に維持・管理します。なお、整備にあたっては村内外の地域間の交流・連携の促進、道路の安全性・快適性の向上及び災害防止、公共・公益的施設等、道路の多面的機能の発揮に配慮するとともに自然環境の保全に十分配慮します。

### イ 農道及び林道

農道及び林道整備によって、農林業の生産性向上、農林地の適正な管理、農山村の生活環境の改善及び農林業の作業条件改善を図ります。なお、整備にあたっては自然環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

## (6) 宅地

### ア 住宅地

住宅地については、村への若年層、特にファミリー層の移住・定住を促進するため、地域特性に配慮した望ましい居住水準及び良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めるとともに、景観、防災に配慮しながら住宅団地等必要な用地の確保を図ります。

### イ 工業用地

工業用地については、環境保全や景観との調和に配慮し、高度技術産業等の工業団地の需要には、工業用地と住宅用地との混在を防止することに配慮しつつ、誘致のための必要な用地の確保を図ります。

### ウ その他の宅地

その他の宅地については、安全で良好な環境、良好な景観の形成に配慮しつつ、多様化するライフスタイルやニーズに合わせた事務所・商店等に必要な用地の確保を図ります。

## (7) その他の土地利用

### ア 公用・公共用施設用地

公園・緑地・広場等の公共空き地については、村民の生活上の重要性及びニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。施設整備にあたっては、災害時において防災機能を発揮できるよう考慮します。

スキー場など余暇活動に必要な土地については、交流人口の拡大を図るため、適切な利用を図ります。

### イ 低・未利用地

荒廃農地など低・未利用地については、地域の実情を踏まえ、農業の担い手への集積、集約の促進による有効利用を図ります。

## 第2 村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1. 村土の利用区分ごとの規模の目標

#### (1) 基準年次と目標年次

- 基準年次 平成 27 年
- 目標年次 平成 37 年

#### (2) 目標年次における人口及び世帯数

- 目標人口 4,356 人
- 目標世帯数 1,656 世帯

#### (3) 村土の利用区分

村土の区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地（住宅地・工業用地・その他の宅地）、その他（公共用地など）とします。

#### (4) 規模の目標及び設定方法

村土の利用区分ごとの規模の目標については、過去の推移と現状を把握するとともに、第5次朝日村総合計画の基本構想や人口目標などを勘案し、利用区分別に必要な土地の面積を推計します。



## (5) 規模の目標

利用 区分	目標面積 (単位: ha)						基本方向 (再掲)
	第4次計画			第3次計画			
	平成27年 (基準年)	平成37年 (目標年次)	増 (▲減)	平成17年 (基準年)	平成27年 (目標年次)	増 (▲減)	
農地	554	539	▲15	575	561	▲14	○優良農地の確保と保全 ○人材育成と雇用の確保 ○連作障害対策や生産量維持対策
森林	6139	6139	0	6140	6140	0	○公益的機能発揮のための森林の確保と整備 ○持続的林業経営の確立 ○森林利用の計画的推進
原野等	17	17	0	17	17	0	○生態系や景観維持のための保全 ○採草放牧地等の適正利用と管理
水面 河川 水路	35	35	0	35	35	0	○良質な水を案的供給するための水源確保 ○適正な土地利用等による村民の安全確保
道路	95	97	2	91	92	1	○快適で安全な暮らしや産業を支えるための一般道路整備 ○農道・林道の適正な管理、整備
宅地	134	147	13	126	139	13	住宅地、工業用地、その他の宅地の計
住宅地	85	89	4	82	87	5	○ファミリー層定住のための整備 ○良好な居住環境のための用地確保
工業用地	18	25	7	15	23	8	○環境や景観との調和 ○誘致に必要な用地の確保
その他宅地	31	33	2	29	29	0	○安全で良好な環境、良好な景観の形成に配慮 ○ニーズに合わせた用地の確保
その他	88	88	0	79	79	0	○公用・公共用施設用地の確保 ○低・未利用地の有効活用
合計	7062	7062	0	7063	7063	0	

## 2. 地域別の概要

- 地域別の土地利用は、本村の土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を図ることを目指し、環境の保全に配慮しつつ、地域の特性を生かした土地の有効利用と村土の均衡ある発展を基本とします。
- 地域別の区分は、村土の自然的、社会的、歴史的な過程等から、次の5地域に区分します。

にしせば こみ はりお おのざわ いりに  
西洗馬、古見、針尾、小野沢、入二

### (1) <sup>にしせば</sup>西洗馬

本地域の南側は森林となっています。北側は道路沿いに宅地が位置し、その周辺が農地となっています。他の地域に比べ、水面・河川・水路に分類されるため池が多くあるのも特徴です。

### (2) <sup>こみ</sup>古見

本地域は、西側の大半が森林となっていて森林山麓部の近くには宅地が位置し、南側には朝日小学校、あさひ保育園、中央公民館、朝日美術館・歴史民俗資料館などの公共的な施設が集積しています。

また、本地域の東側の平坦部には地形的な条件を活かした広大な農地が広がっていて、その中に大規模な工業用地などの宅地が集積しているのも特徴です。

### (3) <sup>はりお</sup>針尾

本地域は、大半が森林となって土地利用が限られています。北側の鎖川沿いに道路、宅地、農地が位置しています。宅地は、鎖川と森林に挟まれた道路沿いに東西に分布しているのが特徴です。

### (4) <sup>おのざわ</sup>小野沢

本地域の南側はほとんどが森林となっています。地域の中央部に当たる鎖川を挟んだ両岸には、役場や郵便局、店舗といった施設を含む宅地や農地が位置しています。

また、地域の東側は大半が農地となっていて、その間を道路が通っているのが特徴です。

### (5) <sup>いりに</sup>入二

本地域は、大半が森林となって土地利用が限られています。南側は鎖川沿いに道路、宅地、農地が位置し、舟ヶ沢沿いには、あさひプライムスキー場があります。宅地は、鎖川と森林に挟まれた道路沿いに分布しているのが特徴です。

### 第3

## 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

村土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地所有者による良好な土地管理と有効な土地利用に加え、村は各種の規制措置・誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

なお、本計画は、村のほか、地域住民や民間企業などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それらの多様な主体の参画と各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

### 1. 土地利用関係法令の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画(全国計画、県計画)など、土地利用に関する計画に基づく計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と村土資源の適切な管理を図ります。

土地利用関係法
◇森林法
◇農業振興地域の整備に関する法律
◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
◇自然環境保全法
◇長野県関係条例
◇朝日村関係条例
◇朝日村環境基本条例
◇農地法
◇自然公園法
◇都市計画法

## 2. 村土の保全と安全性の確保

### (1) 本村の自然条件に対応した防災・減災対策

本村の地形、地質、気象等の自然条件に対応して、洪水、土砂流出、地震等による災害防止のために必要な施設整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を進めます。

より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成・配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等のソフト対策を進めます。

### (2) 総合的な治水対策

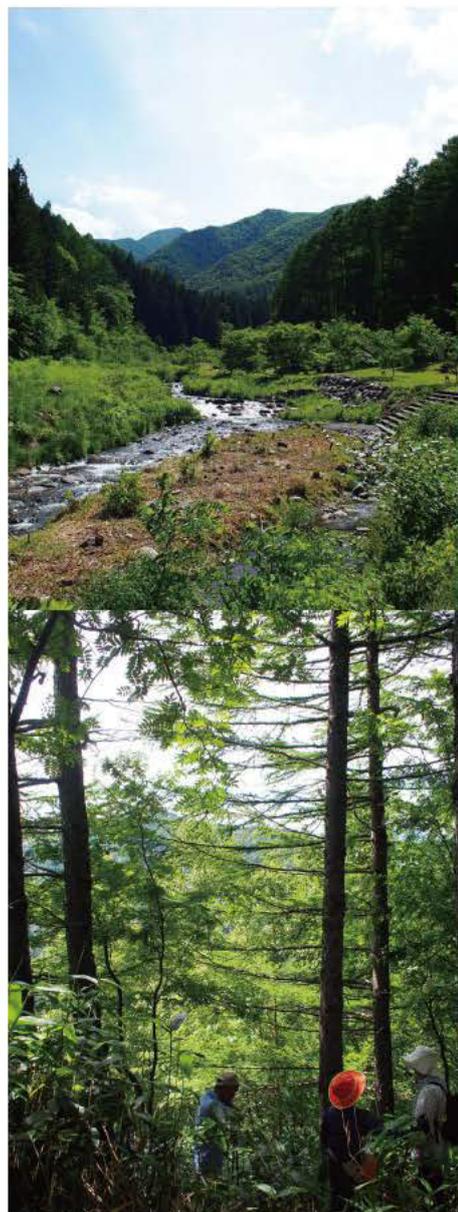
流域の保水・遊水機能を確保するため施設等の整備と適切な維持管理、適切な土地利用等により、総合的な治水対策を進め、安全性の向上を図ります。

### (3) 災害に強い森林づくり

森林の持つ村土保全と安全性の機能向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を進めるとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、長野県と協力をして保安林の適切な管理や治山施設の整備等、災害に強い森林づくりを進め、森林管理水準を向上させます。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

### (4) 村土の安全性の向上

村土の安全性を高めるため、住宅・建築物の耐震化、ライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保、公園や学校等の防災機能の強化、公園等の活用による指定緊急避難場所・避難路の整備とオープンスペースの確保を進めます。



### 3. 持続可能な村土の管理

#### (1) 優良農地の確保・農業振興

ほ場整備等により食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な保全管理を図ります。

農地の有する村土保全等の多面的機能を発揮させるため、新規就農者や認定農業者等、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向け、農業生産基盤、野菜集出荷施設の整備や農地の集積・集約を推進します。

トレーサビリティシステムや農業生産工程管理（GAP）等の推進により、食の安全と消費者の信頼の確保に応える農産物の安定供給体制の確立や6次産業化による農業経営の多角化、また食育・地消地産の推進など農業の雇用と農産物の高付加価値化を促進するとともに、環境と調和した農業生産活動を進めます。

#### (2) 持続的な森林管理・林業振興

持続的な森林管理を行うため、伐期を迎えた森林の主伐と植栽等による適切な更新を進めるとともに、間伐等の施業を効率的に行えるよう、小規模な面積の森林の集約化や路網等の基盤整備を促進します。



木材の市場調査に基づく林業事業体の誘致・創業支援等により、林業・木材生産の経営体制を強化し、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

地域材の公共施設への活用に積極的に取り組み、県産材の需要拡大を図るとともに、間伐材を中心とした森林資源の多角的利用により資源の循環的な利活用を促進します。

#### (3) 健全な水環境の維持・回復

上流水源域として健全な水循環の維持するため、下水道の健全運営、森林の水源涵養機能の発揮、農地の適切な維持管理、水辺地や水生生物の保全による河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復、雨水の地下浸透、土壌汚染の防止等による地下水の水質保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を進めます。

また、水源地について、周辺の開発状況や土地取引状況の把握に努め、その保全を図ります。

#### (4) 美しい景観の保全・再生・創出・育成

村内の歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護を図るとともに、良好な住宅地景観や緑地・水辺景観、農山村景観等、本村の自然と歴史が織りなす美しい景観の保全・再生・創出・育成を図ります。

## 4. 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

### (1) 多様な自然環境の保全

地域の特性に応じて、以下のように本村の多様な自然環境の保全を図ります。

在来の野生動植物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により、適正に保全します。

里地里山にみられるような人の管理行為によって維持される自然については、適切な農林業活動や民間等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて利用と保全が調和した自然環境の維持・形成を図ります。

自然が減少した地域については、自然の再生により、質的向上・量的確保を図ります。

### (2) 観光・地域産業の振興

本村の山地・森林、河川などの美しく豊かな自然環境や景観、村固有の自然生態系、自然に根ざした村の伝統・文化は、観光資源として高い価値を有しています。これらを適切に活用したエコツーリズムの推進や、環境に配慮した地場産品の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を図ります。



### (3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化等への対策を推進するため、地中熱等の自然エネルギーを利用したCO<sup>2</sup>削減、自動車からデマンド型公共交通利用への転換促進など環境と調和した交通体系の形成、住宅・建築物の省エネルギー対策、緑地や湖沼等の保全などにより環境負荷の小さな土地利用を図ります。

温室効果ガスの削減のため、村土の多くを占める森林の適切な保全・整備を行い、森林吸収源対策を推進します。

#### (4) 生活環境の保全

村民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等への対策を適切に実施します。

湖沼等の流域においては、水質保全のため、生活・工場・事業場の排水による汚濁負荷の削減対策、降雨による排水路等からの流出水対策、緑地の保全、その他自然環境の保全を図ります。

#### (5) 循環型社会の形成

資源循環型社会の形成に寄与できるよう、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の「3R<sup>\*</sup>」の一層の推進を図ります。また、発生した廃棄物の処理については、排出者や処理業者に対して適正な処理を求めるとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

※ 3R: リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

#### (6) 環境影響評価等の実施

良好な環境を確保するため大規模な開発行為等については、環境影響評価などの必要な措置を実施することにより、土地利用の適正化を図ります。



## 5. 土地の有効利用の促進

### (1) 農地

「朝日村第5次総合計画」及び「朝日村農業振興地域整備計画書」に示す基本方向により各種施策を総合的に展開するとともに、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適切な運用により、優良農地の確保に努めます。

荒廃農地の再生と発生防止に着実に取り組むとともに、ほ場整備等による農地の集積・集約を推進し、新規就農者や認定農業者等の多様な担い手による効率的な活用を進めます。

### (2) 森林

林産物の供給をはじめ、村土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるよう、森林整備計画等に基づき、間伐や伐期を迎えた森林の伐採・植林、企業や土地住民との交流等による森林整備と保全を計画的に進めます。

森林の持つ癒し効果の享受や環境教育の場としての活用や森林利用による交流、観光・医療・教育等の分野と融合を図ることにより、森林関連産業の活性化を促進します。

### (3) 水面・河川・水路

治水や利水の機能発揮を図りつつ、村内の在来野生動植物の多様な生息・生育環境を保全することにより、自然豊かな水面・河川・水路づくりを進めるとともに、親水性に配慮した水辺環境整備を推進し、水と人がふれあえる場の形成を図ります。また、安定した用水の供給、排水条件の改善を図るため、農業用排水路の整備などに要する用地の確保を図ります。

### (4) 道路

安全性・快適性・防災機能の向上を図るため、道路改良、歩道等の交通安全施設の整備、道路情報の高度化、植樹帯の設置等を推進するとともに、良好な道路景観の形成、道路空間の有効利用を図ります。

近隣市町村へ連結する主要道路から生活関連道路、農道、林道に至るまでの地域道路網の体系的な整備を推進します。



## (5) 住宅地

長期的な需給見通しに基づいて、良好な居住環境の形成のため、公園緑地、住宅団地等の整備を促進するとともに、量より質の向上を重視した適正な住宅地の供給を図っていきます。

住宅の長寿命化、耐震性の向上、環境に配慮した住宅の普及、住宅の改修補助、自然エネルギーの有効利用等により、良質な既存住宅ストックの形成と有効活用を図り、住宅地の持続的な利用を促進します。

定住人口の確保を図るため、村を中心として、良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。

空き家等については、空き家バンク等の有効活用による所有者と入居希望者とのマッチングを進めるとともに、空き家等を地域の活性化、移住・二地域居住の促進、人口定着につながるよう改修するなど利活用を図ります。県の技術的な助言のもと、空き家等の実態把握や倒壊等の著しい危険がある空き家等の除却等の措置を行っていきます。



## (6) 工業用地

本村の地域特性に合致し、村産業の有する技術力を活かすことができる成長期待分野を重点とした産業の誘致を計画的に進める上で必要な工業用地の確保を図るとともに、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の総合的な整備を促進します。

なお、これらを行うに当たり、環境負荷の低減と地域社会との調和に配慮します。

## (7) その他の宅地

地域・個店・住民等の多様な主体の創意工夫やスモールビジネスの創出、創業の促進により、地域の活性化を図ります。

## (8) 低・未利用地

集落及びその周辺地域の低・未利用地については、新たな宅地や公園緑地、工業用地等の需要がある場合には優先的に活用するとともに、地域の実情を踏まえて有効利用を図ります。

再生可能な荒廃農地については、生産のための基盤整備や農業の担い手への集積・集約の促進等により、農地として有効活用を図ります。また、森林原野化した再生困難な荒廃農地については、新たな生産の場として活用するなど、有効利用を図ります。

## 6. 土地利用転換の適正化

### (1) 土地利用の転換

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件など地域の実情を勘案して、適正に行います。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。

集落の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、農林業的土地利用・自然的土地利用からの転換を抑制します。

### (2) 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域の農業や景観等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用計画との調整を図ります。また、既存の低・未利用地等の有効活用を優先し、無秩序な転用を抑制します。

県との連携による地域の実情に応じた農地取得の下限面積の引下げの検討や、新品種栽培への取り組み、家庭菜園づくりへの応援等を通じ、本村における「農ある暮らし」の魅力を高め、新規就農の促進と移住・定住人口の拡大を図るとともに、荒廃農地の再生・有効活用を促進します。

### (3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、林産物の供給をはじめ、土砂流出防止等の村土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能の維持を図ります。

また、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図ります。

### (4) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、村土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、村の基本構想など村づくりの総合的な計画である総合計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

### (5) 混在地における土地利用転換

農地等の農林業的土地利用と宅地的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地と宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

## 7. 村土に関する調査の推進

土地境界の明確化が目的である国土調査による地籍整備は、被災後の復旧・復興の迅速化や土地取引、民間開発・村土基盤整備の円滑化等に貢献する重要な取組です。

高齢化や不在村化の進行により、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐことに繋がるため、地籍整備、境界の保全や台帳の整備等について検討します。

## 8. 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、村土利用をとりまく状況の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、上位計画や関連計画との整合を図りながら、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

## 9. 村土の村民的経営の推進

所有者等による適切な管理、国や県、村による公的な役割に加え、第5次朝日村総合計画におけるまちづくりの将来像『豊かな自然環境の保全を図り、人権の尊重を基本とした、心・体・地の調和のとれた朝日村の発展をめざし、「新しい感覚で人と自然と産業が共生するむらづくり』のもと、地域住民、企業など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境・道路等の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により村土の適切な管理に参画する「村土の村民的経営」の取組を進めます。



# 參考資料

## 1. 策定経過

H28.9	基礎調査開始
H28.10.13 ~ H28.10.24	国土利用計画（朝日村計画）に関する村民アンケート実施 1000世帯抽出 回収率 59.2% (592世帯)
H28.11.15	第1回朝日村国土利用計画策定委員会（庁内検討委員会）
H28.12.5	第2回朝日村国土利用計画策定委員会（庁内検討委員会）
H29.1.30	第1回朝日村国土利用計画審議会（諮問）
H29.2.9	計画案を県に提出
H29.2.20 ~ H29.3.3	パブリックコメント
H29.2.27	県の意見書
H29.3.7	県の意見書に対する村の回答 計画案を県に提出
H29.3.24	県の意見書
H29.3.31	県の意見書に対する村の回答
H29.4.14	第2回朝日村国土利用計画審議会
H29.4.24	答申

## 2. 村土の利用区分の定義

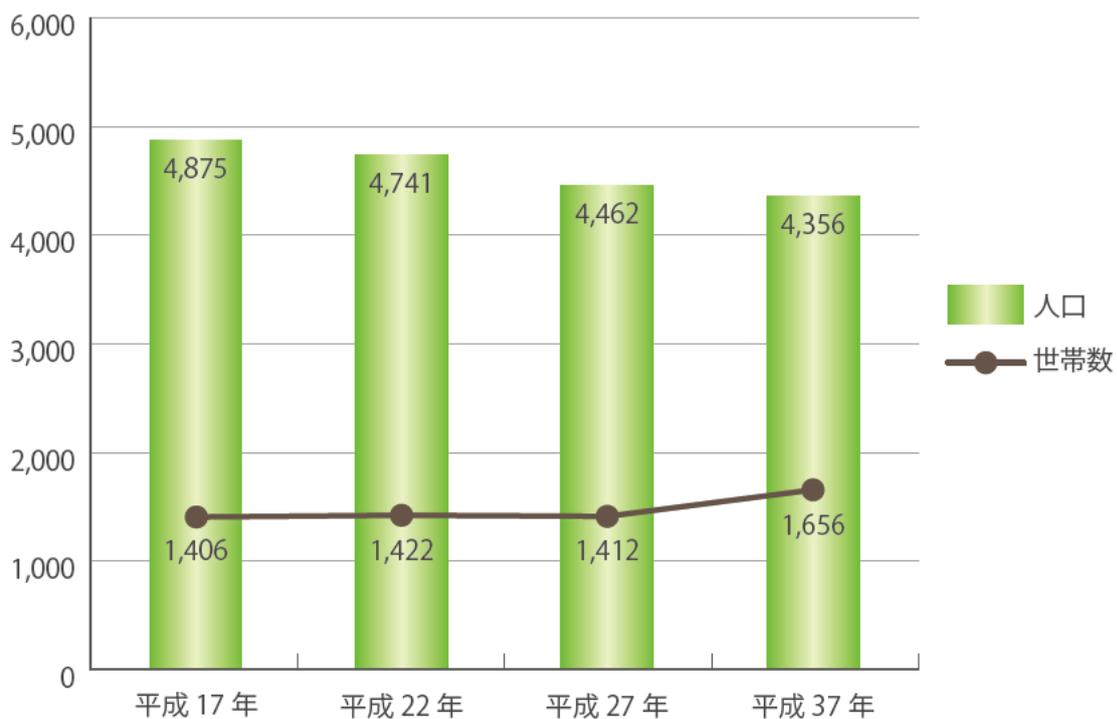
利用区分	定義	把握方法	
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「耕作および作付面積統計（農林水産省情報部）」の「田」および「畑」の合計による。	
2 森林	森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない。		
	(1) 国有林 林野庁所管国有林及びその他省庁所管国有林の合計。 ①林野庁所管国有林：国有林野法第2条第3項に規定する国有林野のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地も含む。 ③その他省庁所管国有林：森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。	「長野県 民有林現況（長野県林務部）」による。	
	(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。	「長野県 民有林現況（長野県林務部）」による。
3 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（国有林野貸付使用地に限る）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（林野庁所管分）を除いた面積の合計。	「世界農林業センサス林業調査報告書（農林水産省）」による。	
4 水面・河川・水路	水面・河川及び水路の合計面積。		
	(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面。	「ダム年鑑」「ため池台帳」による。
	(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	「河川現況調書」による。
(3) 水路	農業用排水路。水田に一定率をかけて算出。	前回計画値及び「耕作及び作付面積統計（農林水産省）」により推計。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積}) \times (\text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積}) \times (\text{未整備水田の水路率})$	

利用区分	定義	把握方法
5道路	一般道路、農道及び林道の合計。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面などからなる。	
	(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。 「道路現況調査」による。
	(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。 「農道台帳」による。
	(3) 林道	国有林道及び民有林道。林道延長に一定幅員を乗じて算出する。 「林道台帳」による。 林道延長に一定幅員もしくは実績値を乗じて推計。
6宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	
	(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地に非課税地籍のうち、県営住宅団地、村営住宅団地及び公務員住宅団地を加えたもの。 「固定資産の価格等の概要調書」による。
	(2) 工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」という「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。 「従業者30人以上の規模の事業所」の面積は、「工業統計調査(用地、用水編)」の「敷地面積」による。 また、「従業者10人以上29人以下規模の事業所」については、次式により算定。 従業者10人以上29人以下規模の事業所の面積＝従業者30人以上の規模の事業所の敷地面積×(従業者10人以上29人以下の規模の事業所における製品出荷額等÷従業者30人以上の規模の事業所における製品出荷額等)
	(3) その他の宅地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地。 「住宅地」＋「工業用地」を宅地から差し引いたもの。
7その他	村土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたもの。主には、公園・緑地・広場などの公共空地、ゴルフ場、スキー場、鉄道敷、荒廃農地など。	

### 3. 計画における主要指標

#### 1 人口・世帯

項目		実績			目標年 平成 37 年
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
人口 (人)	合計	4,875	4,741	4,462	4,356
	14 歳以下	829	662	508	
	15 ～ 64 歳	2,894	2,818	2,611	
	65 歳以上	1,152	1,260	1,343	
構成割合 (%)	14 歳以下	17.0%	14.0%	11.4%	
	15 ～ 64 歳	59.4%	59.4%	58.5%	
	65 歳以上	23.6%	26.6%	30.1%	
世帯数 (世帯)		1,406	1,422	1,412	1,656
一世帯あたり人員 (人/世帯)		3.5	3.3	3.2	2.6



## 4. 利用区分ごとの村土の推移

利用区分	実績						目標 H37
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
農地	564	561	557	558	557	554	539
田	115	113	111	109	108	106	
畑	449	448	446	449	449	448	
森林	6,140	6,141	6,141	6,141	6,139	6,139	6,139
原野等	17	17	17	17	17	17	17
原野	11	11	11	11	11	11	
採草放牧地	6	6	6	6	6	6	
水面・河川・水路	35	35	35	35	35	35	35
水面	2	2	2	2	2	2	
河川	24	24	24	24	24	24	
水路	9	9	9	9	9	9	
道路	95	95	95	95	95	95	97
一般道路	79	79	79	79	79	79	
農道	3	3	3	3	3	3	
林道	13	13	13	13	13	13	
宅地	128	130	132	132	132	134	147
住宅地	84	84	84	85	85	85	89
工業用地	18	18	18	18	18	18	25
その他宅地	26	28	30	29	29	31	33
その他	84	84	86	85	88	88	88
合計	7,063	7,063	7,063	7,063	7,063	7,062	7,062

## 5. 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	規模の目標の考え方
農地	田、畑は宅地、新庁舎用地、工業団地、道路等への利用転換により、平成 27 年度と比較して 15ha 程度の減少を見込み、将来の目標値について 539ha 程度とします。
森林	森林は、平成 27 年度の現状を維持し 6,139ha 程度とします。
原野等	原野、採草牧草地は、平成 27 年度の現状と変わらない 17ha 程度とします。
水面・河川・水路	水面・河川・水路は、平成 27 年度の現状と変わらない 35ha 程度とします。
道路	道路は、現在計画・構想のあるバイパス等の整備などにより、平成 27 年度と比較して 2ha 程度の増加を見込み、97ha 程度とします。
宅地	<p>宅地は平成 27 年度と比較して、13ha 程度の増加を見込み、147ha 程度とします。</p> <p>住宅地は、目標年次までに宅地造成や世帯数の増加に伴う住宅開発等により、平成 27 年度と比較して、4ha 程度増加を見込み 89ha とします。</p> <p>工業団地は拡張等により、平成 27 年度と比較して、7ha 程度増加を見込み 25ha とします。</p> <p>その他宅地は新庁舎建設等により、平成 27 年度と比較して、2ha 程度増加を見込み 33ha とします。</p>
その他	その他は、平成 27 年度の現状と変わらない 88ha 程度とします。

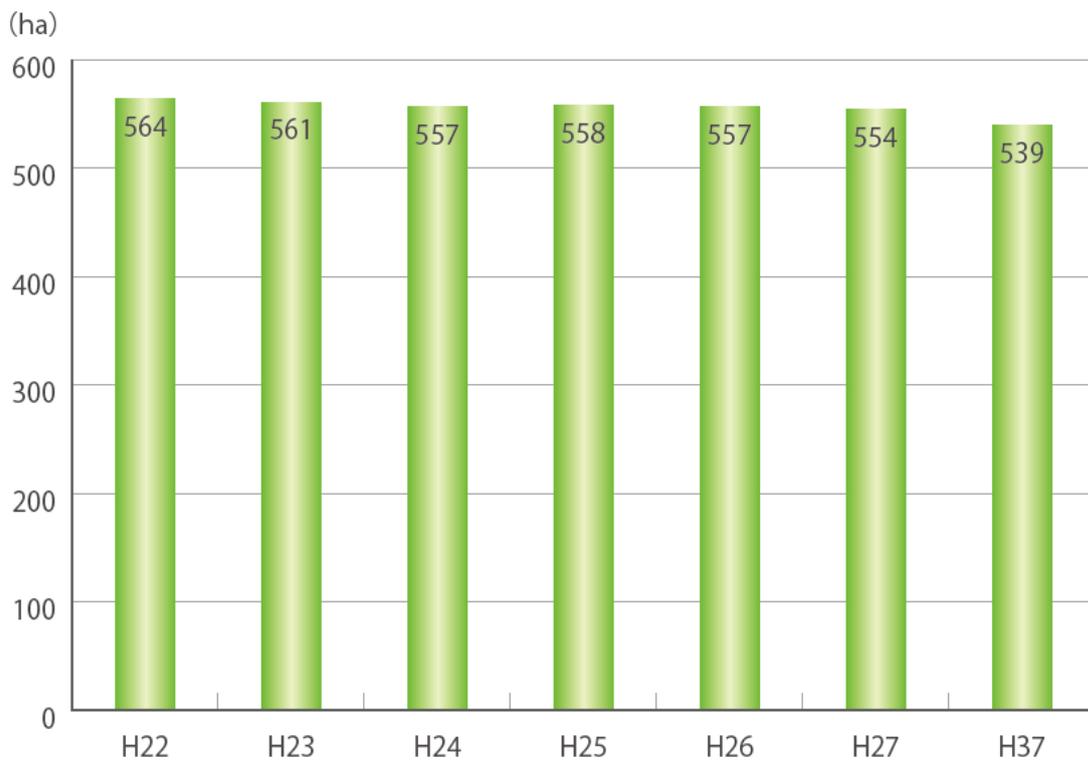
## 6. 村土地利用の変化

利用区分	基準年【平成 27 年】		目標年【平成 37 年】		増減 b-a (ha)
	面積 a (ha)	構成割合 (%)	面積 b (ha)	構成割合 (%)	
農地	554	7.8%	539	7.6%	▲ 15
森林	6,139	86.9%	6,139	86.9%	0
原野等	17	0.2%	17	0.2%	0
水面・河川・水路	35	0.5%	35	0.5%	0
道路	95	1.3%	97	1.4%	2
宅地	134	1.9%	147	2.1%	13
住宅地	85	1.2%	89	1.3%	4
工業用地	18	0.3%	25	0.4%	7
その他宅地	31	0.4%	33	0.5%	2
その他	88	1.2%	88	1.2%	0
合計	7,062	100.0%	7,062	100.0%	0

## 7. 利用区別面積と関係指標の推移と目標

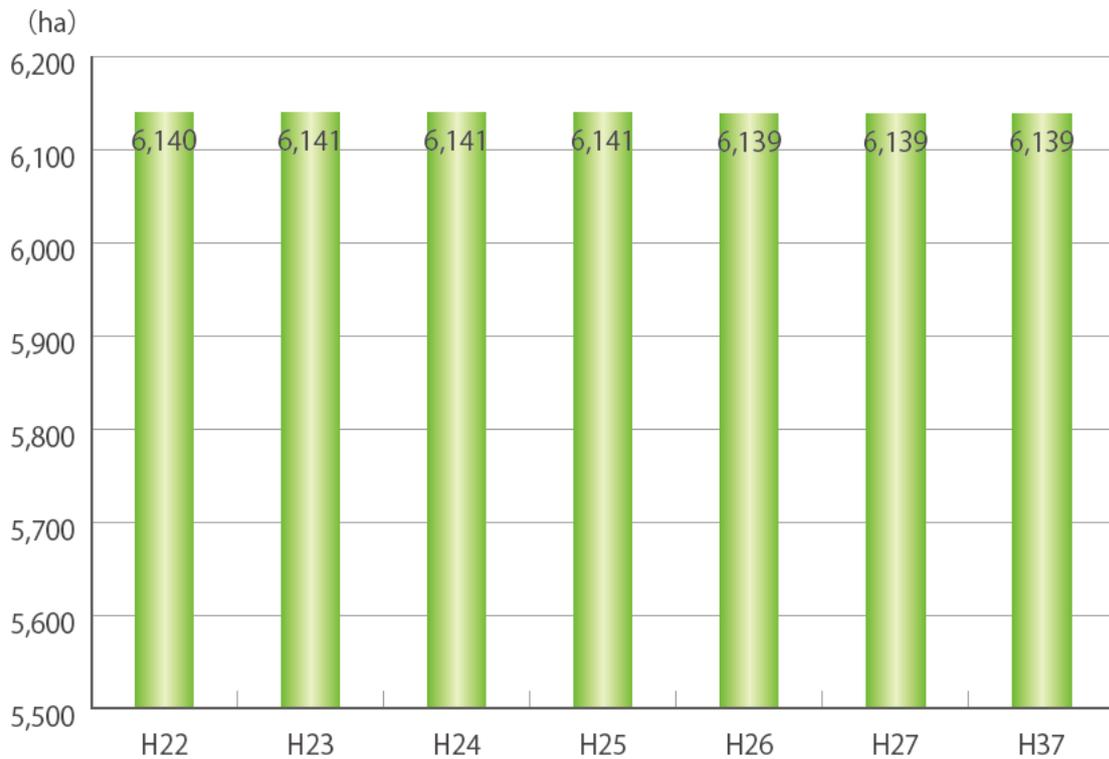
### 1 農地面積と関係指標の推移と目標

種別	農地面積 (ha)			人口 (人)	農業就業人口 (人)	人口 1人当たり 農地面積 (㎡)	農業就業人口 1人当たり 農地面積 (㎡)	
	田	畑	計					
実績値	H22	115	449	564	4,741	572	1,190	9,860
	H23	113	448	561				
	H24	111	446	557				
	H25	109	449	558				
	H26	108	449	557				
	H27	106	448	554	4,462		1,242	
H37 目標値				539	4,356		1,237	



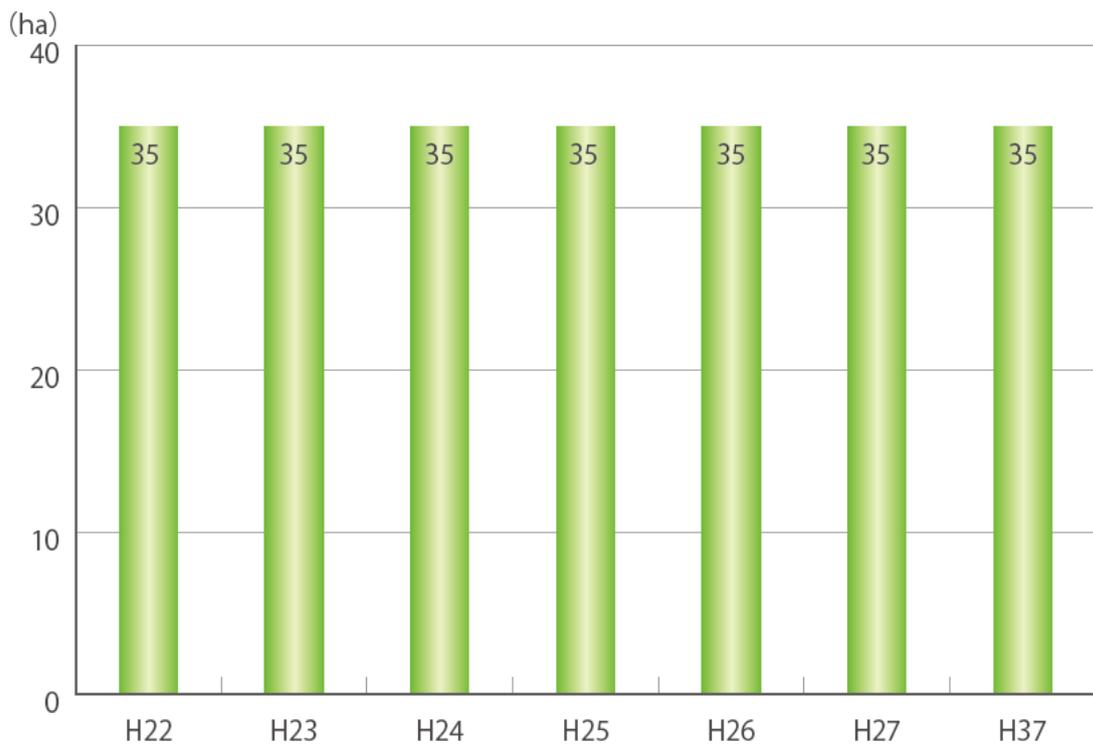
## 2 森林面積と関係指標の推移と目標

種別		森林面積 (ha)	人口 (人)	村土面積 (ha)	人口1人当たり 森林面積 (㎡)	村土面積に占める 森林面積の割合 (%)
実績値	H22	6,140	4,741	7,063	12,951	86.9
	H23	6,141		7,063		86.9
	H24	6,141		7,063		86.9
	H25	6,141		7,063		86.9
	H26	6,139		7,063		86.9
	H27	6,139	4,462	7,062	13,758	86.9
H37 目標値		6,139	4,356	7,062	14,093	86.9



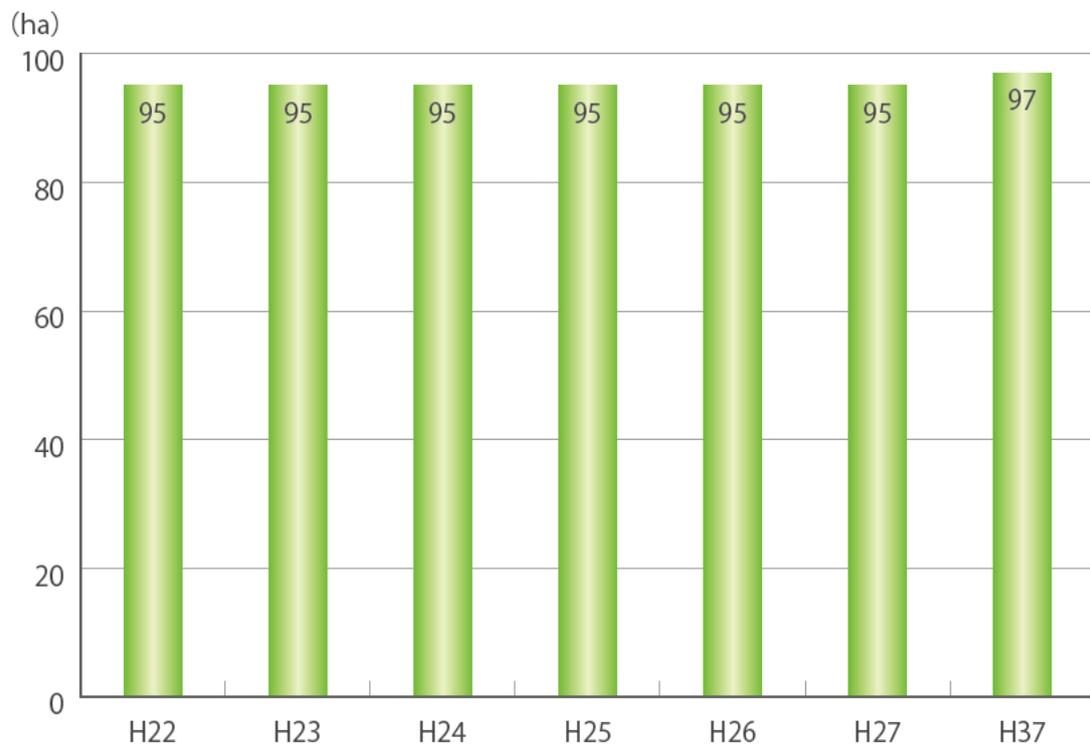
### 3 水面・河川・水路面積の推移と目標

種別	水面・河川・水路面積 (ha)				村土面積 (ha)	村土面積に占める水面・河川・水路の割合 (%)	
	水面	河川	水路	計			
実績値	H22	2	24	9	35	7,063	0.5
	H23	2	24	9	35	7,063	0.5
	H24	2	24	9	35	7,063	0.5
	H25	2	24	9	35	7,063	0.5
	H26	2	24	9	35	7,063	0.5
	H27	2	24	9	35	7,062	0.5
H37 目標値					35	7,062	0.5



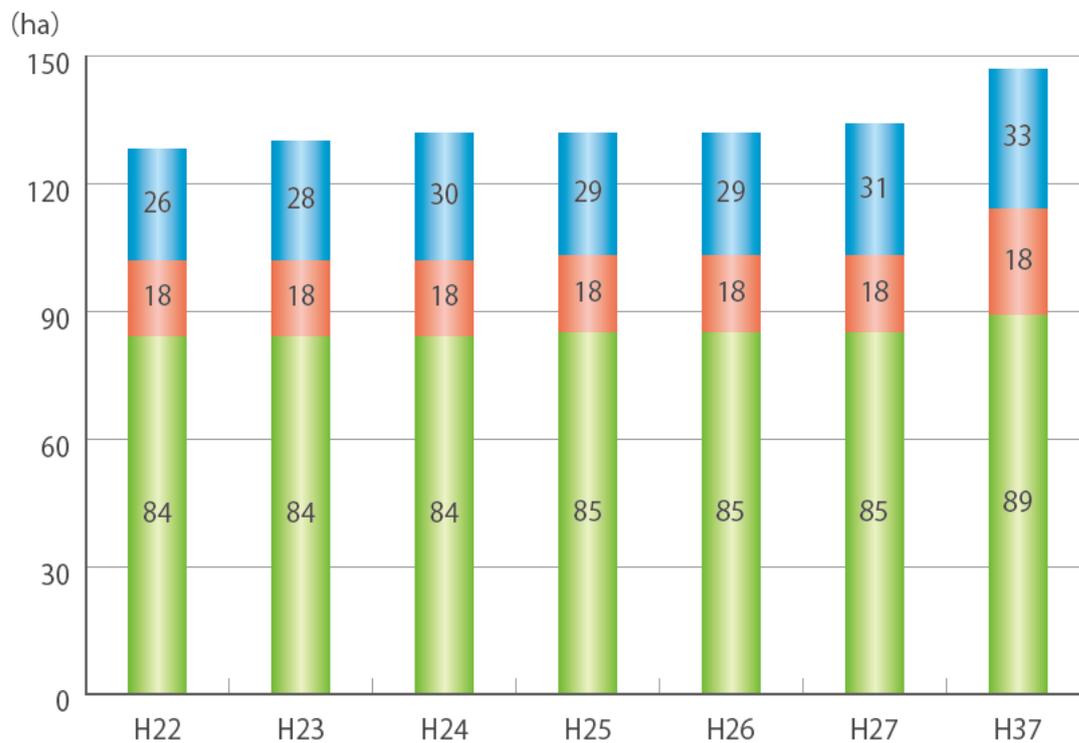
#### 4 道路面積の推移と目標

種別	道路面積 (ha)				村土面積 (ha)	村土面積に占める道路の割合 (%)	
	一般道路	農道	林道	計			
実績値	H22	79	3	13	95	7063	1.3
	H23	79	3	13	95	7063	1.3
	H24	79	3	13	95	7063	1.3
	H25	79	3	13	95	7063	1.3
	H26	79	3	13	95	7063	1.3
	H27	79	3	13	95	7062	1.3
H37 目標値					97	7,062	1.4



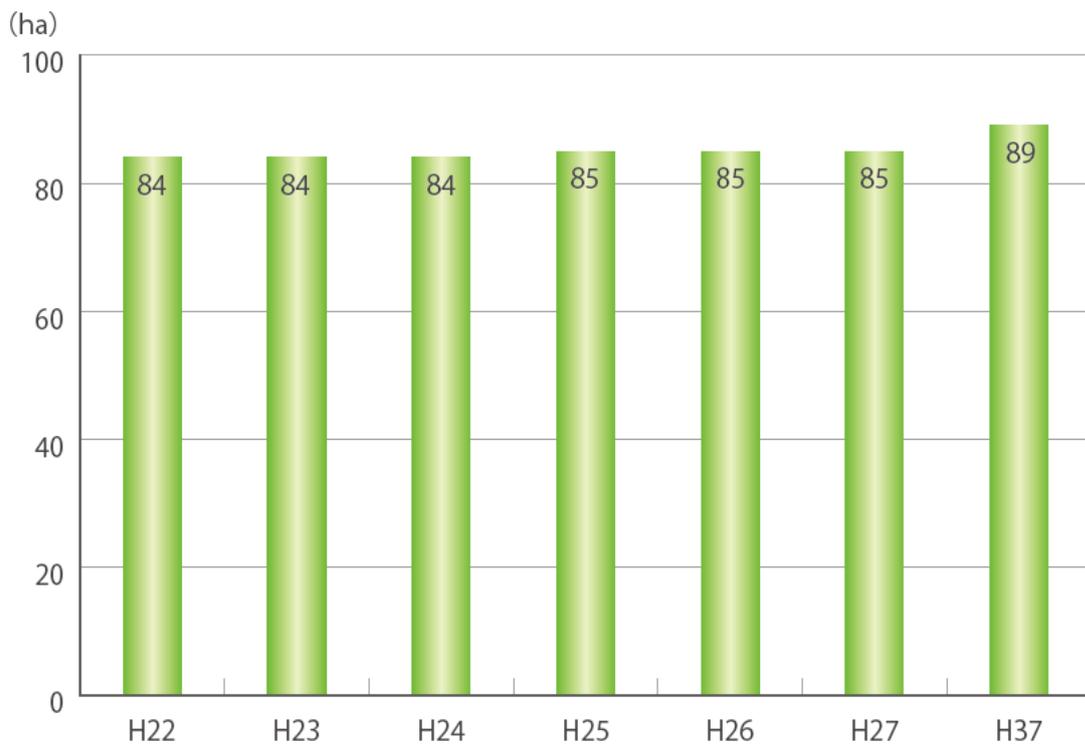
## 5 宅地面積の推移と目標

種別		宅地面積 (ha)			
		住宅地	工業用地	その他の宅地	計
実績値	H22	84	18	26	128
	H23	84	18	28	130
	H24	84	18	30	132
	H25	85	18	29	132
	H26	85	18	29	132
	H27	85	18	31	134
H37 目標値		89	25	33	147



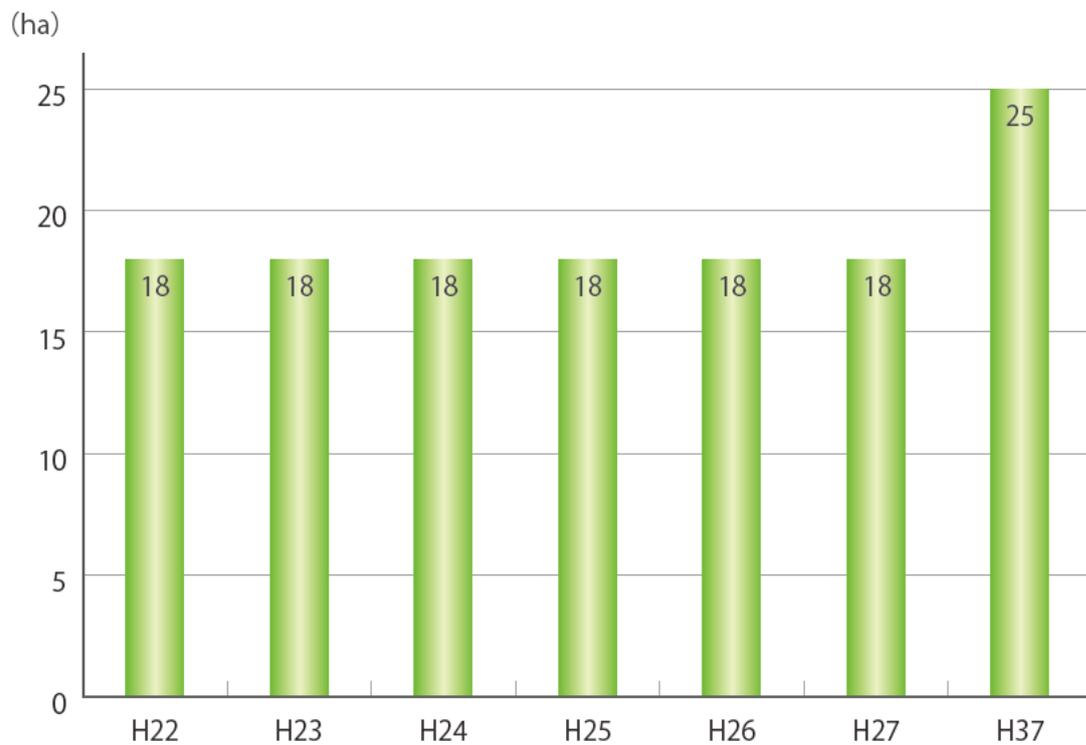
## 6 住宅地面積のと関係指標の推移と目標

種別		住宅地面積 (ha)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 住宅地面積 (㎡)
実績値	H22	84	1,422	591
	H23	84		
	H24	84		
	H25	85		
	H26	85		
	H27	85	1,412	602
H37 目標値		89	1,656	537



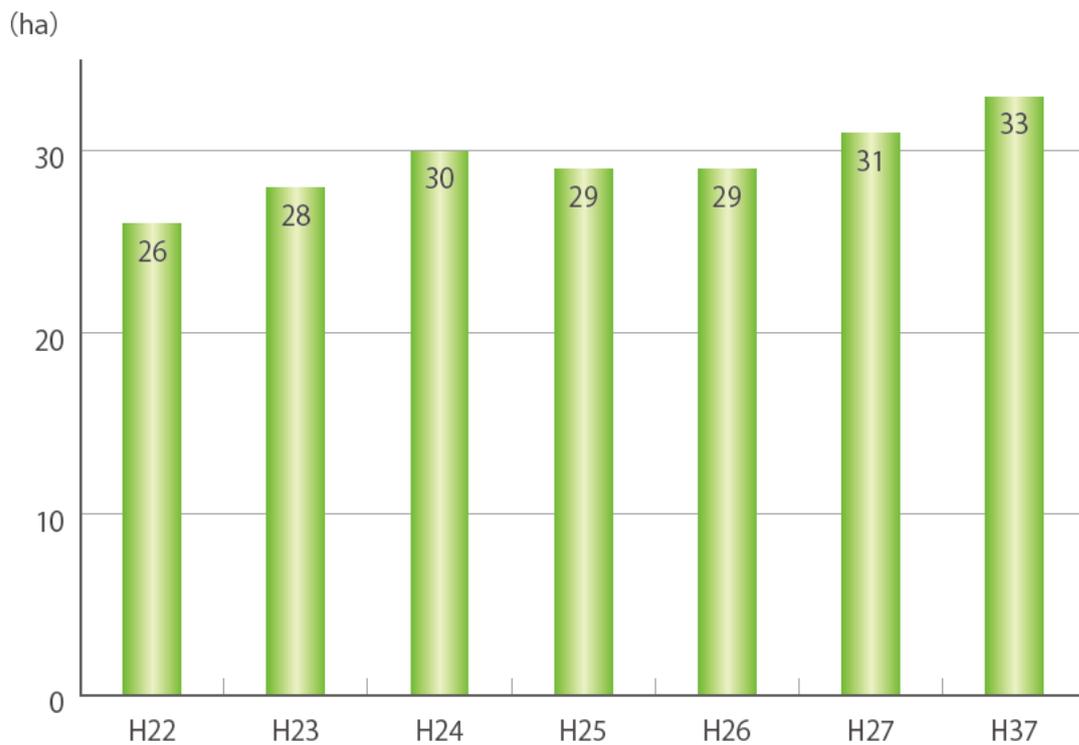
## 7 工業用地面積のとの関係指標の推移と目標

種別	工業用地面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たりの 工業用地面積 (㎡)	
実績値	H22	18	4,741	38
	H23	18		
	H24	18		
	H25	18		
	H26	18		
	H27	18	4,462	40
H37 目標値	25	4,356	57	



## 8 その他の宅地面積のと関係指標の推移と目標

種別		その他の宅地面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たりの その他の宅地面積 (㎡)
実績値	H22	26	4,741	55
	H23	28		
	H24	30		
	H25	29		
	H26	29		
	H27	31	4,462	69
H37 目標値		33	4,356	76



### 諮 問 書

平成29年1月30日

国土利用計画朝日村計画策定審議会長 様

朝日村長 中村 武雄

#### 第四次国土利用計画（朝日村計画）の策定について（諮問）

国土利用計画法により定められた全国計画、長野県計画を基本とし、朝日村第5次総合計画の基本構想を踏まえ、平成37年を目標年次とする第四次国土利用計画（朝日村計画）を策定したいので、国土利用計画朝日村計画策定審議会実施要領第2の規定により貴審議会の意見を求めます。

### 答 申 書

平成29年4月24日

朝日村長 中村 武雄 様

国土利用計画朝日村計画策定審議会  
会長 清沢 正毅

#### 第四次国土利用計画（朝日村計画）の策定について（答申）

平成29年1月30日付で諮問のありました第四次国土利用計画（朝日村計画）について審議した結果、別添のとおり、取りまとめましたので、答申します。

第四次国土利用計画（朝日村計画）は、朝日村第5次総合計画に即した土地利用の方向性を示しており、計画の着実な推進とともに、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

#### 記

1. 本計画は、長期に渡り安定した本村の土地利用を確保することを目的としており、本村の土地利用にかかる各種個別計画の推進にあたっては、計画相互の整合性に配慮されたい。
2. 豊かな自然や景観、農地や森林は本村の貴重な財産であり、その保全と適切な利活用に努められたい。土地利用の無秩序な転換を阻止するとともに、減少する農用地については、荒廃農地の抑制と積極的な活用に努められたい。
3. 土地の有効利用により地域産業の活性化を図るとともに、道路網の整備推進を図られたい。

## 10. 朝日村国土利用計画審議会委員名簿

	氏名	所属	職名	備考
会長	清 沢 正 毅	議 会	議 長	
副会長	塩 原 克 敏	農業委員会	会 長	～ H29.4.15
	中 村 守 一	農業委員会	会 長	H29.4.16 ～
	二 茅 芳 郎	教育委員会	教育長	
	上 條 兼 一	総合審議会	会 長	
	小 林 信	公民館	館 長	～ H29.3.31
	清 澤 正 文	公民館	館 長	H29.4.1 ～
	粟津原 一 芳	区長会	会 長	
	塩 原 定 利	松本ハイランド農協	朝日地区担当理事	
	植 村 茂 生	商工会	会 長	
	下 田 哲 也	三区生産森林組合	組合長	
	三 村 勝	西洗馬生産森林組合	組合長	